

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊岩見沢駐屯地
第345会計隊岩見沢派遣隊長 有 田 吉 成

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名
ア Aグループ：陸上自衛隊岩見沢駐屯地で使用する電気
イ Bグループ：札幌地方協力本部岩見沢地域事務所で使用する電気
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日
- (4) 履行場所
ア Aグループ：陸上自衛隊岩見沢駐屯地
イ Bグループ：札幌地方協力本部岩見沢地域事務所

2 競争参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）においてAグループは「物品の販売」で「C以上」、Bグループは「物品の販売」で「D以上」の等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者
- (3) 電気事業法第2条第2項の規定に基づき、**小売電気事業者**としての許可を受けている者
- (4) 別紙第1「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者でないこと。
- (5) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し別紙第2「**適合証明書**」、別紙第3「**特定電源割当計画書**」、及び仕様書で示す入札適合条件を満たすことに合わせて、必要な添付書類（**別添参照**）を令和3年12月21日（火）17時00分までに提出している者であること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊岩見沢駐屯地 第345会計隊岩見沢派遣隊

4 入札説明会の場所及び日時

実施しない。ただし、仕様書の内容の確認及び現場の視認が必要な場合については、事前に官側と調整すること。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所：陸上自衛隊岩見沢駐屯地 幹部食堂
- (2) 日時：令和3年12月24日（金）13時30分～

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除（ただし、落札者が契約を履行しないときは、落札金額の100分の10以上を違約金として徴収する。）

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札開始時間に遅れた者の入札
- (4) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が半別し難い入札
- (5) 電報・電話・FAXによる入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽のあった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 入札方法

- (1) 入札書（別紙第4「入札書（一例）」）に記載する金額は、A・Bグループそれぞれ、各社において設定する契約電力に対する単一の税込単価（月額基本料金）及び予定電力使用量に対する税込単価（少数点第2位までとする。）を根拠とし、あらかじめ官側が仕様書で掲示する月毎の予定契約電力及び予定電力使用量に基づき算出した、各月の対価の年間総額を入札金額に記載すること。
- (2) 落札決定は、契約期間に対する総価をもって落札決定の判断をし、契約電力に対する単一の税込単価及び予定電力使用量に対する税込単価（同一月においては、単一のもので、小数点第2位までとする。）により決定する。
- (3) 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (4) 入札者は次の文面を入札書下部余白に記載するものとする。「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

9 落札決定方式

A・Bグループそれぞれ、単価に基づく総価が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

10 契約書の作成

落札者は落札決定後の4月1日以降遅滞なく、A・Bグループそれぞれ、陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成する。

11 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する者は入札時、資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- (3) 代理人をもって参加する場合は、委任状を提出すること。
- (4) 再度入札の必要が生じた場合、直ちに実施する。ただし、郵便入札があった場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。
- (5) 本入札の実施にあたり、不調又は不成立となった場合には、その都度再生可能エネルギーの比率に係る条件を「60%以上」、「30%以上」と変更して再度公告入札を実施する。じ後、不調又は不成立となった場合、条件を付さずに再度公告入札を実施する。
- (6) 郵便入札
 - ア 郵便による入札を行う場合、A・Bグループ別に封筒に「陸上自衛隊岩見沢駐屯地で使用する電気」、「札幌地方協力本部岩見沢地域事務所で使用する電気」と明記・封印し、資格審査結果通知書（写）を同封の上、書留郵便（簡易書留可）にて令和3年12月24日（金）12時00分までに第345会計隊岩見沢派遣隊に必着させる。この際必ず、下記担当者に電話にて到達の確認をすること。
 - イ 郵便入札がある場合の再度入札に関しては、官側が指定する日時までに提出するものとする。
- (7) 入札及び仕様書に関する事項の問い合わせ先
 - ア 入札に関する事項
陸上自衛隊岩見沢駐屯地第345会計隊岩見沢派遣隊（担当：有田）
TEL 0126-22-1001（内線345）（FAX348）
 - イ 仕様書に関する問い合わせ
陸上自衛隊岩見沢駐屯地業務隊管理科営繕班（担当：緒方）
TEL 0126-22-1001（内線317）

12 公告掲示場所及び掲示期間

- (1) 掲示場所：岩見沢、美唄、滝川各駐屯地会計隊、岩見沢、美唄、滝川各商工会議所、北部方面会計隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>)
- (2) 掲示期間：令和3年12月14日（火）～令和3年12月24日（金）

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事、その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

適合証明書

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

項 目	番 号
① ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④ その他 ()	

2 令和元年度の状況

	項 目	譲渡予定量	点 数
①	令和元年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和元年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和元年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組みの有無	点 数
④	需要化への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み		

① ~ ④ の合計点数	
-------------	--

- 注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（参入から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載し条件を満たすことを示す書類を添付すること。
- 注2) 2の「自社の基準値」、及び「点数」には、環境省が示す「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」により算出した値を記載し、記載内容を証明する書類を添付すること。
- 注3) 1の開示方法（又は参入日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。
- 注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

上記例は、把握できる最新の状況が令和元年度である場合。実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は同じ年度の実績値を使うものとする。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、①令和元年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和元年度の未利用エネルギー活用状況、③令和元年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評価の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得 点
① 令和元年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.500未満	70
	0.500以上 0.525未満	65
	0.525以上 0.550未満	60
	0.550以上 0.575未満	55
	0.575以上 0.600未満	50
	0.600以上 0.625未満	45
	0.625以上 0.650未満	40
	0.650以上 0.675未満	35
	0.675以上 0.690未満	30
	0.690以上	0
② 令和元年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和元年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限り開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は契約期間満了後、可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

令和〇年〇月〇日

特定電源割当計画書

分任契約担当官
陸上自衛隊岩見沢駐屯地
第345会計隊岩見沢派遣隊長 殿

住所 北海道〇〇市〇〇
会社名 株式会社〇〇〇〇
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

令和〇年度に以下の通り△△△△に電力を供給することとする。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、△△△△に移転する計画である。

需要施設名 △△△△
需要施設住所 △△△△
契約電力 △△△△ kW

2 供給期間
自 令和〇年4月1日0:00 から 至 令和〇年3月31日24:00

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（再エネ由来電力量の内訳は付紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
		合計 (kWh)	

2 証書による環境価値移転量 (環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
	kW		
			総計 (kWh)
		合計 (kWh)	

※ 計画作成時において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊岩見沢駐屯地
第345会計隊岩見沢派遣隊長 有田 吉成 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

「〇〇で使用する電気」に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- ② 別紙第2に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）
- ③ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料（別紙第3「特定電源割当計画書」）

(担当者) 所属部署： 氏 名： TEL/FAX：

仕様書

- 1 件名
陸上自衛隊岩見沢駐屯地で使用する電気
- 2 需要場所
北海道岩見沢市日の出台4丁目313番地 陸上自衛隊岩見沢駐屯地
- 3 業種及び用途
官公署 (国家事務)

4 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式
交流3相3線式
- イ 供給電圧 (標準電圧)
6,000V
- ウ 計量電圧 (標準電圧)
6,000V
- エ 標準周波数
50Hz
- オ 蓄熱式負荷設備の有無
無し

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

- ア 予定契約電力
常時電力283KW (各月の契約電力 (常時電力) は、その1月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする。)
- イ 予定使用電力量
1,175,478kwh
- ウ 各月予定電力使用量

月	契約電力 (KW)	使用量 (kwh)	平日 (kwh)	休日 (kwh)
4	283	99,815	72,930	26,885
5	283	87,657	60,653	27,004
6	283	82,355	66,451	15,904
7	283	85,724	61,388	24,336
8	283	84,274	64,747	19,527
9	283	81,392	59,123	22,269
10	283	88,352	63,426	24,926
11	283	100,555	73,125	27,430
12	283	116,198	81,367	34,831
1	283	121,707	85,009	36,698
2	283	110,141	84,007	26,134
3	283	117,308	94,353	22,955
計		1,175,478	866,579	308,899

(3) 供給電気の種類等

- ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生エネルギー100%とすること。参照:「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <http://there100.org/going-100>
- イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面 (別紙第1・別紙第2)で半期ごと提出する。

(4) 契約期間

自 令和4年4月1日0時00分 から 至 令和5年3月31日24時00分

(5) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置
有り
- イ 電力会社の検針方法

契約電力会社の検針員による検針等

ウ 計量器

電力需給用複合計器（普通級時間帯別）

(ア) メーカー

株式会社東芝

(イ) 型番

SM3EA-K12R型

(ウ) パルス定数

50,000パルス/kwh

(エ) PCT

6,600V/110V 50/5A

(6) 需給地点

需給場所における岩見沢駐屯地の施設した第1号柱上の区分開閉器電源側と北海道電力株式会社の施設した電柱（41画66区54図52番78の52号）からの架空引込線の接続点

(7) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

上記需給地点に同じ。

5 その他

(1) 力率保持のため自動力率調整装置を設置しており契約期間中は、100%を保持する予定

(2) フリッカ発生器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は、特に有していない。

(3) 非常用自家発電設備（500KVA×1台、75KVA×1台、10KVA×1台）を保有している。

(4) 力率変動その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、北海道管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

(5) 入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし燃料調整単価、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(6) 電気供給における料金その他を計算する場合及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとしその端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時としその端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円としその端数は、小数点以下を切捨てる。

エ 単価には、消費税額及び地方消費税相当分を含むものとする。

(7) 請求の検針が終了した際は、その結果を3営業日以内にFAX送信するものとする。

(8) 令和3年度電力使用量実績

月	契約電力 (KW)	最大電力 (KW)	使用量 (kwh)	平日 (kwh)	休日 (kwh)
4	283	240	94,495	69,369	25,126
5	283	202	83,923	55,238	28,685
6	283	203	81,546	65,919	15,627
7	283	202	88,943	63,425	25,518
8	283	203	82,609	60,746	21,863
9	283	203	73,798	51,460	22,338
10	283	226	89,399	66,596	22,803
11	283	246	100,639	73,478	27,161
12	(283)	(283)	(111,938)	(82,306)	(29,632)
1	(283)	(283)	(121,019)	(75,846)	(45,173)
2	(283)	(283)	(108,920)	(76,271)	(32,649)
3	(283)	(283)	(116,130)	(90,227)	(25,903)
計			1,153,359	830,881	322,478

※（ ）は予定使用量とし、計欄は実績と予定使用量を合計したもの。

仕様書

- 1 件名
札幌地方協力本部岩見沢地域事務所で使用する電気
- 2 需要場所
北海道岩見沢市6条西6丁目6-3 自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域事務所
- 3 業種及び用途
官公署 (国家事務)

4 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式
交流単相3線式
 - イ 契約電流
50A
 - ウ 計量電圧
100V
 - エ 標準周波数
50Hz

- (2) 予定使用電力量
 - ア 予定使用電力量
4,200kwh
 - イ 各月予定電力使用量

月	契約電流 (A)	使用量 (kwh)
4	50	350
5	50	350
6	50	350
7	50	350
8	50	350
9	50	350
10	50	350
11	50	350
12	50	350
1	50	350
2	50	350
3	50	350
計		4,200

- (3) 供給電気の種類等
 - ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <http://there100.org/going-100>
 - イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面 (別紙第1・別紙第2)で半期ごと提出する。
- (4) 契約期間
自 令和4年4月1日0時00分 から 至 令和5年3月31日24時00分
- (5) 需給地点
岩見沢駐屯地の41画66区31図63番57の78号柱より引込みの北海道電力株式会社の建物に施設した電気設備との接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
上記需給地点に同じ。
- (7) 保安上の責任分界点
上記需給地点に同じ。
- (8) 請求の検針が終了した際は、その結果を3営業日以内にFAX送信するものとする。

5 その他

仕様書に記載されていない事項は落札業者と調整するものとする。